

なぜ体罰等はいけないの？



(参考：横浜市「めざせほめ上手！」)

●子どもの成長・発達に悪影響を与えることが、科学的にも明らかになっています。

●体罰は、しばしばエスカレートし、取り返しのつかない身体的外傷に至ることがあります。

●子どもは恐怖心から言うことを聞くかもしれませんが、どうしたらよいのかを自分で考えたり学んだりしている訳ではありません。

●「腹が立ったら同じように叩いたりしてもよい」と子どもに暴力を教えることになります。

●子どもは、保護者に恐怖心を抱くと、悩みや心配事を相談できず、非行や犯罪被害等別の大きな問題につながる可能性があります。

体罰等によらない子育てのために

体罰等をしてしまう背景

●子どもの年齢や特性等

- ・いつまでも泣き止まない
- ・何度言っても言うことを聞かない
- ・年齢に応じた発達や行動が見られない 等

●保護者の心配事や負担感、孤独感等

- ・仕事や介護、家族関係等でストレスが溜まっている
- ・相談できる人やサポートしてくれる人がいない 等

●保護者のこれまでの体験や周囲の言動等

- ・自分も体罰を受けて育った
- ・叩かれないと他人の痛みがわからない、愛情があれば叩いても理解してくれると言われてきた
- ・子どもが言うことを聞かないのは親が甘いからだと言われた 等

このような様々なことを背景に、しばしば体罰が用いられます。

子どもとの関わりの工夫

●子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

例：「このお菓子が食べたい」とだだをこねたら？

⇒ 「これが食べたいんだね」と受け止めた後「ご飯が食べられなくなるから今はがまんしよう」と諭す。



●子どもが言うことを聞かない理由を考えてみましょう

保護者の気をひきたい、言われたことが理解できない、体調が悪いなど理由がわかれば冷静に対応方法が考えられます。

●子どもの年齢、成長・発達に応じた対応を心掛けましょう

子どもによって成長・発達の状況に差があることを理解することが大切です。



●叱らなくてよい環境づくりを考えてみましょう

子どもに触られたくないものは、見えないところや届かないところにしまうなど環境を変えることでイライラが減ることも

例：子どもが片づけをしない

⇒ 何をどこに置くかわかるようにすると片づけやすい



靴をそろえて
脱いでいるね！



●良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

例：「靴をそろえて脱いでいるね」「一人で洋服が着られたね」

●注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけましょう

例：時間的に可能なときは少し待ってみる

家から出て散歩する等場面を切り替え注意の方向を変えてみる

歌を歌いながら一緒に片づけるなど楽しくできる方法を考えてみる



床か、この椅子か、
どちらかに座ってね



●子どもが選べるように、複数の選択肢を提示してみてもいい？

子どもの意思を尊重するののも一つの方法です。

例：座って欲しい時に、「床か、この椅子か、どちらかに座ってね」

●肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に

伝えるときは、行動に着目して穏やかに、近づいて、落ち着いた声で肯定的・具体的に話す。

例：「走らない」と怒鳴るのではなく、「歩こう」などと肯定的に声掛けする

(片づけをしないときなど) 一緒に片付ける
挨拶など自分の行動で子どもにお手本を示す



保護者自身の工夫

- ストレスや、否定的な感情に気付き、認め、原因を振り返りましょう
- 深呼吸したり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風に当たったりして気持ちを落ち着かせ、気分転換しましょう
- 時には保護者自身が休むことも大切です。少しでもストレス解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう
- 上手くいかないときは、周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出しましょう



🌱 子育てはいろいろな人の力と共に

子育てを頑張るのは、とても大変なことです。保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの区役所保健福祉課 子ども・家庭相談コーナーにご連絡ください。

保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子どもを育てていきましょう。

区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談コーナー 受付時間 8:30～17:00
(土日・祝日・年末年始を除く)
専門の相談員が、家庭の心配ごとや子どもの養育上の問題等のいろいろな相談に応じます。

門司区 **093-332-0115** 小倉北区 **093-563-0115** 小倉南区 **093-951-0115**
若松区 **093-771-0115** 八幡東区 **093-661-0115** 八幡西区 **093-642-0115**
戸畑区 **093-881-0115**

みんなで子どもの命と育ちを守りましょう

児童虐待とは

身体的虐待

- ・殴る、蹴る、たたく
- ・戸外にしめ出す
- ・激しく揺さぶる
- ・あざ・やけどなどの外傷を負わせる
- など

性的虐待

- ・子どもへの性的行為
- ・性的行為を見せる
- ・ポルノグラフィの被写体にする
- など

ネグレクト

- ・適切な食事を与えない
- ・ひどく不潔にする
- ・乳幼児を家や車に放置する
- ・子どもの意思に反して学校に登校させない
- ・重い病気でも病院に連れて行かないなど

心理的虐待

- ・言葉の脅し、無視
- ・きょうだい間での差別的扱い
- ・子どもの目の前で行う家族に対する暴力や暴言
- など

通告は支援の出発点

～子どもを虐待から守るためには、情報提供(通告)がとても重要です～

傷やアザがある子どもから話を聞く(相談を受けた)ときは

- まず、子どもの傷、アザを心配する声かけ(「痛そうだね」「痛かったね」)をしましょう。
- 「これ、どうしたの?」などと子どもに聞きながら、他の場所もわかる範囲で見てください。
- 「だれから」「何をされたか」を優先的に聞きましょう。時期(いつ)や期間(いつから、頻度)に関する質問は、年齢によっては答えられないので、無理をしないようにしましょう。
- 質問攻めにならないよう注意しましょう。子どもがうまく表現できなくても、急かさずに子どもの話を聞き、できるだけ子ども自身の言葉や表現を待ちましょう。
- 子どもの表情や仕草もよく観察しましょう。
- 「お父さん(お母さん)がしたんでしょ?」などの誘導するような質問や断定するような問いかけは避けましょう。
- 虐待が疑われる場合は、名前、通っている学校・保育所等、学年(または年齢)、住所など、子どもの特定につながる情報を可能な範囲で聞き取りましょう。
- 「誰にも言わないで」と言われたら、「あなたを守るためには、子どもを守る仕事をしている人に相談することが必要な場合がある」ことを伝えてください。
- 虐待の疑いがあれば、情報提供(通告)してください。

